

( 公 印 省 略 )  
契 第 1579 号  
令和 7 年 12 月 19 日

公益社団法人兵庫県建築士会会長 様

兵庫県土木部長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（通知）

このことについて、国土交通省より、別添のとおり建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底が図られたところです。

労務費、原材料費、エネルギーコスト等（以下「原材料費等」という。）の高騰が引き続き懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期において、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対しては、その経営の安定性・健全性を確保するため、適切な代金支払い等を確保できるよう十分な配慮が必要です。

また、令和 6 年 6 月 14 日に公布された改正建設業法（以下「改正法」という。）により、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、受注者による通常必要と認められる原価に満たない額又は通常必要と認められる工期に比べて著しく短い工期による請負契約の締結の禁止、請負契約の変更協議の円滑化等の規定が新たに設けられ、令和 7 年 12 月 12 日より全面的に施行されたところです。

建設工事の受注者は、発注者が自身の事業を推進する上で重要なパートナーであり、また、受発注者間の価格の転嫁が元請下請間・資材業者等への転嫁に当たっても重要となります。発注者と受注者間の契約の適正化を図ることは、元請下請間や建設業者・資材業者間の取引をはじめ、建設業のサプライチェーン全体における価格転嫁に資することから、大変重要です。

国土交通省が決定・公表した、令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価は、時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映して設定されるなど、前年の公共工事設計労務単価と比べ、全国全職種平均で 6.0% 上昇し、過去 11 年で最大の引上げとなりました。

さらに、今年度の中央建設業審議会において、個々の技能者の経験・技能に応じた適正賃金を支払うことが可能となるよう、公共工事・民間工事を問わず、建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目的とする「労務

費に関する基準」(令和7年12月2日中央建設業審議会勧告)が作成、勧告されました。

そして、建設業界の共通の課題である担い手の確保のためにも、技能者の処遇改善が不可欠であり、今後も継続して賃金を引き上げること、さらにそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じた更なる賃金の引上げや、安定的な人材確保・工事の品質確保のための適正利潤の確保につながるという好循環が継続される環境整備を図ることが必要となります。

このためには、公共工事・民間工事を問わず、あらゆる工事において、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、最新の公共工事設計労務単価の水準等を踏まえた適正な労務費による請負契約を行い、技能者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要となります。

については、貴団体傘下の各企業におかれても、下請契約の適正化の観点から、発注者と受注者の関係において、原材料費等について市場の実勢を適切に反映した価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願いします。また、原材料費等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や納期の実態を踏まえた適正な工期の確保のため、請負契約の締結に当たっては、民間建設工事標準請負契約約款(甲)第31条(請負代金額の変更)及び第30条(工事又は工期の変更等)(電力・ガス、鉄道等の民間企業の工事の請負契約においては公共工事標準請負契約約款第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)及び第22条(受注者の請求による工期の延長))を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には誠実に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、適切に対応していただきますようお願いいたします。

その他、当初の契約どおりに工事が進行しないことにより、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じることとなった場合にも同様に、双方の協議により適切に対応していただきますようよろしくお願いします。

また、下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)の改正により令和8年1月1日から、委託事業者は、中小受託事業者への代金の支払について、手形を交付することが禁止されること、併せて、下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第3条第1項の規定に基づく振興基準の改正により、銀行口座への振込手数料を代金から差し引いてはならないとされることなどに留意し、支払手段の適正化に取り組まれるようよろしくお願いします。

加えて、設計や施工管理等発注者を支援する立場の事業者に対しても、取引事業者の一員としてこの趣旨及び内容を十分理解いただき、適切な取組を徹底していただくよう周知方よろしくお願いします。